

参考1 地方自治体に対するヒアリング調査結果

地方自治体における先進事例調査の概要について

千葉県におけるヤングケアラーの支援策を検討するにあたり、先進的な取組を実施している地方自治体へ事例調査を行った。特に、今後のヤングケアラー支援の鍵となりうる「専門相談窓口の開設」、「コーディネーター」、「アウトリーチ型対応」、「SNS・オンラインの活用」、「ピアサポート事業」、「ヘルパー派遣」等に関する取組を行っている地方自治体を調査対象の候補として選定し、支援策を検討する際の参考とした。

調査実施期間：令和4年8月～9月

調査方法：担当課へのヒアリング（現地訪問またはオンライン）・書面調査

調査を実施した団体及び対象の取組は、以下の通りである。

地方自治体名		事例調査対象	調査方法
I	埼玉県	・居場所開設 ・ヤングケアラー支援体制整備事業 ・広報啓発等の取組	オンラインにてヒアリング
II	京都府	・総合支援センターの設置	現地にてヒアリング
III	栃木県佐野市	・コーディネーターの配置	現地にてヒアリング
IV	群馬県高崎市	・ヘルパー派遣事業	書面調査
V	兵庫県神戸市	・専門窓口の開設 ・ヘルパー派遣事業 ・居場所開設	オンラインにてヒアリング
備考		上記の事例調査対象のほか、支援全般（組織体制、多機関との連携等）に関することも聴取した。	

I. 埼玉県

(取組概要)

- ・「ヤングケアラーオンラインサロン」の設置
- ・「地域でまるごとヤングケアラー支援体制整備事業」
- ・広報啓発等の取組

1. 埼玉県の概要

- ・首都圏の中央に位置し、6つの高速道路のほか、東西南北を結ぶ24の鉄道路線など充実した交通網を持つことから、全国屈指の交通の要衝となっている。豊かな自然と都市の賑わいを併せ持ち、県内人口が約730万人を超える全国第5位の県。
- ・令和4年4月1日現在の総人口は7,331,256人、面積は3,797km²。
- ・令和2年に全国で初めて「ケアラーライン」を制定。
- ・学校数及び児童生徒数（令和4年度）

	小学校	中学校	高校(※)	義務教育学校	中等教育学校
学校数	801校	416校	145校	1校	1校
児童・生徒数	363,199人	187,395人	169,060人	206人	479人

※高校については、全日制、定時制、通信制を含む。

2. ヤングケアラー支援全般について

質問内容	回答
①中心的役割を担う組織	<ul style="list-style-type: none">・埼玉県福祉部地域包括ケア課 ケアラー支援計画の推進及び埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議、府内連携会議の運営を行う。またケアラー・ヤングケアラーに関する県政出前講座を県内各地で実施。
②多機関連携について	<ul style="list-style-type: none">・ヤングケアラー支援を「家族全体の支援」と捉え、介護、障害、児童福祉、教育等、様々な視点で支援を考える必要がある。また、介護保険などの公的支援だけに限らず、ボランティアなどのインフォーマルな支援の活用も視野にいれ、地域全体でヤングケアラーがいる家庭を支えていく必要がある。・教育局人権教育課や生徒指導課（SSW所管）との連携を意識している。教育局人権教育課と「教育・福祉合同研修」という研修を実施。研修参加者は、市町村の教育委員会、教員及び福祉担当課の職員等。
③多機関と連携する上での課題と展望	<ul style="list-style-type: none">・個人情報の取り扱い。 特に本人同意が得られないケースの情報共有が課題。要保護児童対策地域協議会、社会福祉法や生活困窮者自立支援法に基づく支援会議を活用する必要がある。・多機関連携という観点から、重層的支援体制整備事業の活用も有効だと考えている。

3. 取組の内容

➤ 「ヤングケアラーオンラインサロン」について

質問内容	回答
①基本情報	<p>【活動内容】 ・オンラインにて参加者を募集。</p> <p>【昨年度実績】 ・令和3年10月から令和4年3月に全6回実施 ・延べ参加人数：高校生12名、大学生16名 計28名</p> <p>【周知方法】県内の学校にチラシや名刺サイズのカードを配布</p> <p>【運営】委託 ・一般社団法人ケアラーアクションネットワーク（令和3年度） ・一般社団法人ヤングケアラー協会（令和4年度）</p>
②設置の目的	・当事者同士で悩みや不安などを共有し、心理的負担の軽減を図る。
③見えてきた課題	・周知を行っても、なかなか参加に結びつかない。

➤ 「地域でまるごとヤングケアラー支援体制整備事業」について

質問内容	回答
①ヤングケアラー支援推進協議会の開催・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は全4回開催。加えて全体会の開催も予定。 ・多様な主体による地域のヤングケアラー支援体制、課題や支援策について議論を行う。 ・会議の運営を埼玉県社会福祉協議会に委託。
②ヤングケアラーコーディネーターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県社会福祉協議会に委託して設置。 ・社会福祉士の資格取得者で経験豊富な人材が就任。
③LINE相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年9月20日よりヤングケアラー向けLINE相談「埼玉県ヤングケアラーチャンネル」を開設。 ・運営は、一般社団法人ヤングケアラー協会に委託。 ・特徴は、相談員が全員元ヤングケアラーである点。
④ヤングケアラーの早期発見・把握に向けた体制づくりのための研修	<ul style="list-style-type: none"> ・主任児童委員、民生委員、子どもの居場所を運営する事業者など、地域で活動している方への研修も実施。地域においてもヤングケアラーの早期発見・把握につながる体制を目指して研修を進めている。

➤ 広報啓発等の取組について

質問内容	回答
①基本情報	<ul style="list-style-type: none"> ・11月を集中的な広報啓発期間として「ケアラー月間」と定め、フォーラムの開催等を実施。 ・啓発リーフレットやヤングケアラーハンドブックの作成・配布。 ・地域包括ケア漫画（全11巻、うちヤングケアラー編・介護者支援編がある）の作成。 ・ヤングケアラーの当事者による経験談をまとめた動画の制作。
②工夫・留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアラー・ヤングケアラーは多様であり、ケアに対する想いも様々であることを理解した上で、周知を行う。 ・ケアの悩みを気軽に他者に話せるような社会の実現を目指している。
③「ヤングケアラーハンドブック」について	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラー本人だけでなく、その周囲の児童・生徒や教職員の理解促進のため、ハンドブック「ヤングケアラーってなに？」を作成（県ホームページでも公開）。学校を通して県内在学の小学4年生～高校3年生までの児童・生徒に配布。 ・学校にはハンドブックを活用するための参考資料も配布。
④「ヤングケアラーサポートクラス」について	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度より教育局人権教育課が県内中学校・高校等へ出張授業を実施。

	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者や元ヤングケアラーが学校を訪問し、教職員や生徒向けにヤングケアラーに関する講演を行う。 ・教職員や生徒、保護者がヤングケアラーに対する理解を深め、学校における相談支援を充実させすることが目的。
--	---

4. ヤングケアラー支援における県の役割について

- ・【県の役割】広報と人材育成、市町村と関係機関等の支援
条例に基づいて作成した計画に5つの目標を定めている。

①ケアラーを支えるための広報啓発の推進

11月をケアラー月間と定め、集中的な広報啓発を実施。啓発チラシ、ヤングケアラーハンドブック等を作成・配布

②行政におけるケアラー支援体制の構築

ワンストップ型総合相談窓口等を各市町村に設置できるよう支援

③地域におけるケアラー支援体制の構築

ケアラーが地域で孤立することがないよう介護サロンなどの場づくりを支援し、普及を推進

その一環として、「関係機関・民間団体等による介護者サロン事例集～立ち上げ・運営マニュアル」を作成

④ケアラーを支える人材育成

地域包括支援センターや障害者相談支援事業所、市町村の職員等を対象に研修を実施

⑤ヤングケアラー支援の構築

教育・福祉合同研修の実施、ヤングケアラー支援推進協議会の開催・運営、ヤングケアラー支援コーディネーターの設置、ヤングケアラー向けLINE相談窓口の設置

II. 京都府

(取組概要)「京都府ヤングケアラー総合支援センター」の設置

1. 京都府の概要

- ・京都府は日本列島のほぼ中央に位置し、南北に細長い形が特徴である。歴史的建造物が多く、国際文化観光都市として名を高め、国内だけではなく海外からも注目を集めている。
- ・令和4年4月1日現在の総人口は2,546,189人、面積は4,613.20 km²。
- ・学校数及び児童生徒数（令和4年度学校基本調査の速報値による）

	小学校	中学校	高校
学校数	365校	189校	108校
児童・生徒数	118,394人	64,365人	66,038人

※高等学校通信制、特別支援学校、義務教育学校は除く

2. ヤングケアラー支援全般について

質問内容	回答
①中心的役割を担う組織	<ul style="list-style-type: none">・京都府健康福祉部家庭支援課が所管。教育委員会と連携しながら支援を行っている。
②多機関連携の課題等	<ul style="list-style-type: none">・福祉と教育の横断的機能を持つ組織がないため、連携するにあたり意思決定や調整に時間を要する場合がある。
③認知度向上の取組	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒向けのチラシや施設等に配布するカードの作成・ラジオやテレビでの放送・府民向けの広報誌への掲載・令和4年10月2日に府民向けのセミナーを開催

3. 取組の内容

▶ 「ヤングケアラー総合支援センター」設置の取組

質問内容	回答
①基本情報	<ul style="list-style-type: none">【設置日】令和4年4月28日【場所】京都テルサ内 東館2階【相談受付】月曜日から土曜日 午前10時から午後6時まで（日曜日、祝日及び年末年始を除く）【相談方法】専用電話、メール、出張相談（来所相談も必要に応じ実施）
②業務内容	<ul style="list-style-type: none">・ヤングケアラーへの相談支援（コーディネーターの配置）・広報啓発活動・関係機関とのネットワーク会議の開催及び研修 ※当該会議を、各市町村の関係機関を集め、支援者同士が顔の見える関係を構築する場とする予定。・オンラインコミュニティの開設・運営
③組織体制	<p>京都府母子寡婦福祉連合会へ委託 職員体制：総合支援センター長、コーディネーター2名、 相談員2名（うち1名兼務）</p> <ul style="list-style-type: none">・センター長以外は母子寡婦福祉連合会の臨時職員・コーディネーターは社会福祉士、相談員は心理士の資格取得者

④委託先の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府母子寡婦福祉連合会 母子家庭・寡婦及び父子家庭に対する在宅福祉サービスを推進し、母子家庭等の日常生活の安定と児童を心身ともに健やかに育成することを目的に設置された社会福祉法人。現在、京都府内に18支会ある。
⑤相談実績	<ul style="list-style-type: none"> ・相談受付件数：124件（8月末時点） (本人や家族からの連絡だけでなく、周りの支援者、関係機関を含む) 【上記数値に関する補足】 <ul style="list-style-type: none"> ・支援につないだ件数は未集計（現在支援に向けて取組中） ・週1回ケース会議を実施。
⑥相談受付から 支援開始まで	<ul style="list-style-type: none"> ・府で作成したマニュアルやアセスメントシートに基づいて対応。
<p>図表 参I-1 支援までのフロー図</p> <pre> graph TD A["各関係機関によるヤングケアラーの発見 (p 12のヤングケアラーに気づくポイントを参照)"] --> B["アセスメントシート(巻末参照)による確認"] B --> C1["発見機関での対応不可"] B --> C2["発見機関での対応可"] C1 --> D["機関内での支援実施"] C2 --> D D --> E["京都府ヤングケアラー総合支援センターへ相談 センターにて連携先の確認"] E --> F1["①個人情報の取り扱いについて本人等の同意がある場合"] E --> F2["②個人情報の取り扱いについて本人等の同意がない場合"] F1 --> G["必要な支援(p 14の負担軽減につながるサービスの例を参照)を提供する関係機関に対して、情報共有し、支援を依頼する。"] F2 --> H["市町村要保護児童対策地域協議会案件に位置づける等により、関係機間に情報共有を行い、必要に応じて、ケース会議への参画する。"] G --> I["見守り・モニタリング"] H --> I </pre> <p>出所：京都府 令和4年11月「ヤングケアラー連携支援マニュアル」、P.9</p>	
⑦研修の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼件数ベースで26件（8月末時点） ・各関係団体から講師派遣の依頼があれば、都度対応。 ・研修内容は、依頼団体によって柔軟に対応。 ・講師は、支援センターの職員のほか、内容によって外部の講師を紹介。

4. ヤングケアラー支援における府の役割

- ・ヤングケアラー総合支援センターで相談を受けて、しっかりとニーズや状況を聞き取る。その上で、具体的な支援ができる市町村や関係機関、学校へつないでいくパイプ役を担っている。

III. 栃木県佐野市

(取組概要) 「ヤングケアラーコーディネーター」の設置

1. 栃木県佐野市の概要

- ・栃木県の南西部に位置し、緑豊かな自然環境と住宅や産業基盤が集積する都市的地域と農業が展開する地域である。
- ・市内に4つのインターチェンジを持ち、高速交通の要衝となっている。
- ・令和4年4月1日現在の総人口は115,700人、面積は356.04km²。
- ・学校数及び児童・生徒数（ヒアリングベース）

	小学校	中学校	高校
学校数	21校	11校	6校
児童・生徒数	約5,300人	約3,400人	約3,800人

2. ヤングケアラー支援全般について

質問内容	回答
① 基本情報	<p>【組織体制】</p> <ul style="list-style-type: none">・佐野市家庭児童相談課がヤングケアラー支援の中心的役割を担う。 <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 社会的認知度の向上<ul style="list-style-type: none">・市民、教職員、児童生徒、保護者、関係機関等への啓発活動(2) 早期発見・実態把握の場の拡充<ul style="list-style-type: none">・実態調査（中学2年生対象）による生活実態の把握・市民や関係機関等からの相談・情報収集(3) 支援体制の構築<ul style="list-style-type: none">・支援体制については、図表 参I-2を参照
② 「ヤングケアラー」の認知度向上の取組	<ul style="list-style-type: none">・広報、チラシ、ホームページ等による市民への啓発活動・校長会、教頭会、児童指導主任・生徒指導主事連絡協議会、養護部会の各研修会場にて事業説明・市内の幼保小中高校へヤングケアラー啓発チラシを配布

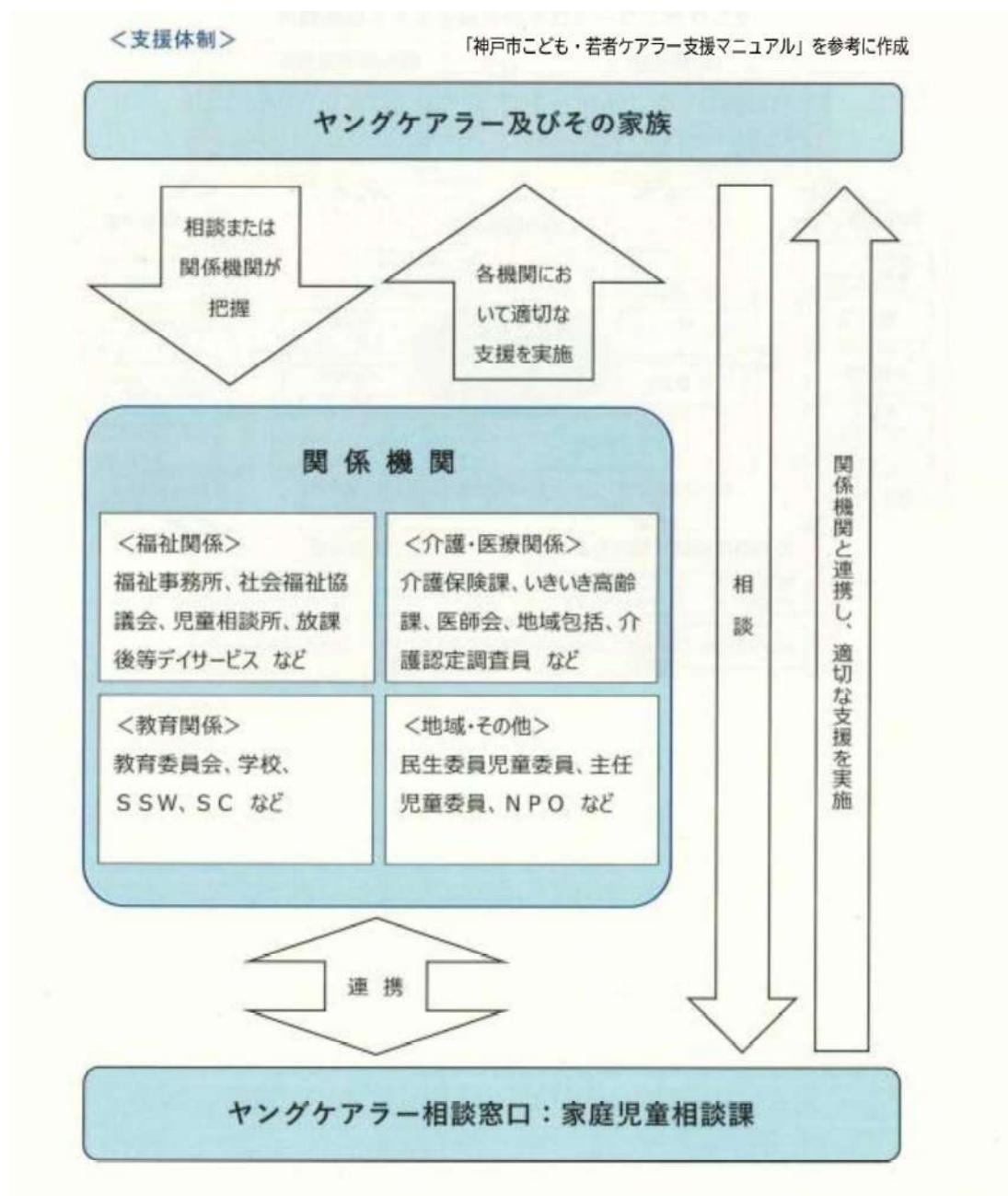
3. 取組の内容

➤ 「ヤングケアラーコーディネーター」の配置事例

質問内容	回答
①ヤングケアラーコーディネーターについて	<p>【開始時期】令和4年度～ 【配置状況】1名（家庭児童相談課所属。家庭相談員兼務） 【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動、実態調査による生活実態の把握、各関係機関からの相談・情報収集等の取組によるヤングケアラーと思われる子どもたちの把握。 ・ヤングケアラーと思われる子どもを発見・把握した場合、その家庭のニーズを明確化し、適切な支援・サービスにつなげられるように各関係機関への橋渡しを行う。 ・特に学校関係の組織に対し、啓発活動や直接訪問を行い、支援につなげる体制を整備。子どもたちに対して、直接家庭児童相談課に相談できることを周知するため、学校を通して啓発活動を実施。
②多機関との連携について	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>教育委員会</u> <ul style="list-style-type: none"> →校長会、教頭会、児童指導主任・生徒指導主事連絡協議会、養護部会の各研修会場にて事業説明。 →教育センターのスクールソーシャルワーカーとの情報共有会議を2か月に1回開催。 ・<u>その他機関</u> <ul style="list-style-type: none"> →要対協代表者会議及び実務者会議において、要対協構成機関に加え、介護・医療関係機関等（介護保険課、いきいき高齢課、社会福祉協議会、市内子ども食堂を運営するNPO法人、市内5か所の地域包括支援センター）を参考し、事業説明を実施。
③活動実績 (令和4年9月15日時点)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談を受けた件数2件（うち支援につないだ件数1件） ・連携した機関、専門職：児童相談所、社会福祉課、障がい福祉課、医療ソーシャルワーカー
④課題・工夫していること等	<ul style="list-style-type: none"> ・（ヒアリング時点で）学校で子どもから直接相談を受けた事例はない。相談窓口の周知や学校の相談体制の整備に努力をしているが、子どもたちにとって自ら話すことは容易ではなく、相談が上がってこない現状にどのように対応していくかが課題。今後相談を受けた際には、子どもの気持ちに寄り添うとともにその家庭の想いに配慮しながら、何ができるのかを一緒に考えていくように留意したい。 ・多機関との連携については、情報共有により既存の支援につなげられるよう、組織横断的な取組の交通整理をするような役割を意識。 ・今後、サービスに空きがない場合や、金銭的な面で利用を諦めるといった場合も想定されることから、事業を円滑に推進していくために、施策の拡大・補充を検討。

4. 参考資料

図表 参I-2 佐野市の支援体制



出所：佐野市ヒアリング回答

IV. 群馬県高崎市

(取組概要) ヤングケアラーの家事・介護等の負担を軽減するための全国初の取組
「ヤングケアラーSOS」(サポーター派遣)

1. 群馬県高崎市の概要

- ・関東平野の北端、群馬県の中西部に位置し、群馬県最大の人口を擁する都市である。平成23年に中核市に移行。
- ・上越・北陸新幹線をはじめ、JR線や私鉄、高速自動車道、国道が集中する全国有数の交通拠点都市である。
- ・令和4年4月1日現在の総人口は369,688人、面積は459.16km²。
- ・学校数（ヒアリングベース）

	小学校	中学校	高校
学校数	58校	25校	13校

2. ヤングケアラー支援全般について

質問内容	回答
①基本情報	<p>【組織体制】</p> <ul style="list-style-type: none">・令和4年4月より、高崎市教育委員会学校教育課にヤングケアラーワーク担当を新設。相談窓口かつ支援の中心的役割を担う。 <p>【連携について】</p> <ul style="list-style-type: none">・学校：ヤングケアラーの発見や調査、児童・生徒や保護者への説明等で連携。・要対協：実務者会議に担当者が参加して情報共有を行う。
②「ヤングケアラー」の認知度向上の取組	<ul style="list-style-type: none">・学校、民生委員等関係機関の会議等に出向いて周知・広報やホームページ等での周知

3. 取組の内容

➢ 「ヤングケアラーSOS」(サポーター派遣)の取組

質問内容	回答
①「ヤングケアラーSOS」について	<p>【サポーター派遣開始】令和4年9月～</p> <p>【概要】</p> <p>該当する家庭にサポーターを無料で派遣し、ヤングケアラーの家事・介護等の負担軽減を図ることが目的。</p> <p>【対象】市内在住の中学生及び高校生（※要望があれば小学生も対象）</p> <p>【利用時間】1日2時間、週2日（上限）</p> <p>【支援内容】</p> <p>掃除・洗濯・調理などの家の支援、きょうだいの世話、家族の介護等。サポーターを原則2人態勢で派遣し、支援を行う。</p>
②支援開始までのプロセス	<ul style="list-style-type: none">・個別にワーキングチームを立ち上げ、子ども一人一人に見合った支援、アプローチ方法等を検討。・ワーキングチームで検討した支援策を、有識者で構成されるヤングケアラー支援推進委員会（※）で審議し、支援内容を決定。 <p>※開催頻度：原則月1回。必要に応じて臨時で開催する場合もある。</p>
③派遣するサポーターについて	<ul style="list-style-type: none">・派遣するサポーターに対し、児童・生徒や保護者への対応に関する研修会を実施。
④実績	<ul style="list-style-type: none">・ヤングケアラーの相談は寄せられており、サポーターは開始以来、複数件の派遣実績。

V. 神戸市

(取組概要)

- ・「こども・若者ケアラー相談・支援窓口」の開設
- ・ヘルパー派遣事業
- ・居場所づくり事業「ふうのひろば～交流・情報交換の場～」

1. 神戸市の概要

- ・神戸市は兵庫県南部に位置する政令指定都市。南には瀬戸内海、北には六甲の山々があり、自然と都市が融合する街である。
- ・市域は、東灘区・灘区・中央区・兵庫区・北区・長田区・須磨区・垂水区・西区の9区から構成されている。
- ・令和4年4月1日現在の総人口は1,508,996人、面積は557.03km²。
- ・学校数及び児童生徒数（令和3年度）

	小学校	中学校	高校
学校数	168校 (市立162校、国立1校、私立5校)	98校 (市立81校、国立1校、私立16校)	57校 (市立全日5校、定時制3校、県立23校、私立26校)
児童・生徒数	72,967人	38,882人	全日 5,025人 定時制 783人

※生徒数については、神戸市立の学校生徒数

2. ヤングケアラー支援全般について

質問内容	回答
①中心的役割を担う組織	<ul style="list-style-type: none">・(こども・若者ケアラー施策全般) 福祉局政策課こども・若者ケアラー相談・支援窓口・(こども・若者ケアラーに関する相談・支援) 18歳未満：各区役所 保健福祉課 18歳以上：福祉局政策課こども・若者ケアラー相談・支援窓口 <p>«特徴»</p> <ul style="list-style-type: none">・連携先の関係機関との調整を重視（図表 参I-3、図表 参I-4を参照）。・福祉局内に生活保護、介護保険、障害関係の部局があること、18歳以上の若者ケアラーも支援対象とすることから、福祉局に相談・支援窓口を開設。
②多機関との連携における課題等	<ul style="list-style-type: none">・情報共有や対応方針を立てるため、関係機関が集まる個別支援会議を開催。他機関との連携を図っている。 連携先機関：区役所の関係部署（こども、生活保護等など）、学校（SSWを含む）、地域包括支援センター、ケアマネージャー、障害者相談支援センター、介護・障害サービス事業所、こども家庭センター等
③認知度向上の取組	<p>【広報】</p> <ul style="list-style-type: none">・ポスターやチラシの配布・LINE、Google、Yahoo!、Instagram、TikTok、Twitter広告の活用・市立葺合高校の生徒が制作した啓発動画を市のホームページや、YouTubeチャンネルで公開。

	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関に対する周知 →現状、前述の窓口への相談は関係機関からが多数を占めており、更なる相談件数の増加のため、今後関係機関に対していくかに周知していくかが課題 <p>【研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区役所の福祉事務所職員対象の研修 ・こども・若者ケアラー相談・支援窓口による関係機関向け研修 (令和4年3月末時点 51回実施。2,750人対象) ・兵庫県主催の研修(オンライン及び対面方式) ・シンポジウム ・出前トークで市民向け啓発
--	---

3. 取組の内容

➤ 「こども・若者ケアラー相談・支援窓口」の開設 ※地方自治体で初めて専門の相談窓口を設置

取組の背景・経緯

- ・令和元年に神戸市で発生した若者ケアラーに関する痛ましい事件を市長は重く受け止め、福祉局、こども家庭局、健康局、教育委員会によるヤングケアラー支援のプロジェクトチームを立ち上げる。
- ・必要な施策検討の一つに「専門的な相談窓口の設置」があり、令和3年6月より開設。
- ・現在プロジェクトチームは、「庁内連絡会」に名称を変更し、年4回(3か月に1回)情報共有をしながら事例検討会、状況報告を行い、局間の連携を深めている。

質問内容	回答
①基本情報	<p>【事業開始】令和3年6月～</p> <p>【場所】神戸市中央区橘通3丁目4番1号 (神戸市立総合福祉センター1階)</p> <p>【開所時間】平日9:00～17:00(土日祝、年末年始を除く)</p> <p>【相談方法】電話、FAX、メール、来所</p>
②組織体制	<p><u>直営</u></p> <p>職員体制：課長1名 係長1名 相談員4名 計6名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課長、係長は福祉専門職で、介護保険課、障害者支援課、障害者更生相談所を兼務 ・相談員は、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理士、元神戸市福祉職
③相談実績 (令和4年12月31日時点)	<p>相談受付件数：283件(電話195件・メール25件・来所63件)</p> <p>支援対象：130件 (内訳) こどもケアラー：106件(小学生37件、中学生47件、高校生22件) 若者ケアラー：24件(学生9件、社会人15件) (相談経路)当事者7件、家族等17件、関係機関101件、関係者5件</p> <p>支援対象外：153件(市外居住者や匿名、30歳以上からの相談等)</p> <p>【上記実績の数値に関する補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記件数は「こども・若者ケアラー相談・支援窓口」へ相談があつた件数であり、神戸市全体の件数ではない。 ・当事者からの相談は、すべて高校生以上。 ・家族等からの相談は、中学生以下が多い。 (内訳：小学生4件、中学生11件、高校生2件)

	<p>(内訳：小学生 4 件、中学生 11 件、高校生 2 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関からの相談 101 件のうち、35 件は学校（主に SSW から）であり、他 66 件については行政区役所、地域包括支援センター、障害の相談支援センター等。 ・関係者は、自治会、民生委員等。 ・支援対象 130 件のうち、直接介入できたのは 53 件。77 件は支援者を通じてアプローチを行う間接支援。 ・支援対象外 153 件は市外居住者・匿名等の理由で、継続的支援が困難な案件。
④相談支援の進捗管理について	<p>相談支援の受付場所で各自進捗を管理。</p> <p><u>相談・支援窓口で受付をしたケース</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別のケースは、「相談・支援のフローチャート」に基づき、様式を用いてデータで記録を管理。 ・週 1 回の個別ケース会議で、各ケースの対応方針を決定し、「ケース進捗管理」及び「ケース進捗の 8 段階」に基づき進捗管理を行う。 ・ケース全体の進捗については、Excel で作成した一覧表で管理。 <p><u>各区役所で受付をしたケース</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区役所にて進捗を管理。
⑤窓口運営全般に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護と情報共有 (ヤングケアラーに関する根拠法令がないため、非常に難しい。) ・支援を求める世帯、拒否する世帯への関わり方 ・当事者(特に中学生以下)からの相談が少ない ・福祉関係機関等において、ケアラーも支援対象であるという認識が浸透していない
⑥今後の展望について	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもケアラー(18 歳未満:こどもの居場所との連携) →学習支援やこども食堂との連携を深め、少しでも負担軽減できる場所として導きたい。 ・若者ケアラー(18 歳以上:大学やハローワークとの連携) →近隣の大学と連携し、様々な形で情報共有することを検討。 →また、ハローワークと連携し若者ケアラーへの支援を開始予定。

取組②ヘルパー派遣事業について ※本事業は、神戸市こども家庭局が所管

質問内容	回答
①基本情報	<p>【事業開始】令和4年8月 1 日～</p> <p>【利用条件／サービス内容】</p> <p>対象:18 歳未満のこどもケアラーがいる世帯で、こども家庭局家庭支援課が支援を必要と認めた世帯。</p> <p>→市が必要性を判断するにあたり、一定の判断基準は参考にしているが、一律に判断はしていない。当該世帯の状況、ヘルパー派遣の必要性、効果等を総合的に判断して派遣を決定。</p> <p>→国の補助事業の適用があるため 18 歳未満が支援の対象。</p> <p>期間:3か月 ※延長・再延長可(最大9カ月)。</p> <p>なお、他のサービス(障害・介護)のサービスを受けていても併給可。</p> <p>料金:無料</p> <p>※本事業は無料だが、障害福祉・介護保険サービスにおいては利用者負担が発生する場合がある。</p> <p>導入の目的:こどもケアラーの負担軽減のための家事や育児の支援。</p>

	サービス内容:以下の表を参照(出典:神戸市ヒアリング回答)	
	区分	サービス内容
	(1) 家事援助	①食事の準備及び後片づけ ②衣類の洗濯、補修 ③居室等の清掃、整理整頓 ④生活必需品の買い物 ⑤その他必要な家事援助
	(2) 育児援助	①家庭の児童の世話 ②適切な育児環境の整備 ③その他必要な育児援助
	(3) その他の援助	その他児童のケアを軽減することにつながる援助
②受付方法	<u>申請主義でない。</u> 区のこども家庭支援室に相談があった中から、市がヘルパー派遣の必要性を判断。その世帯に対して説明を行い、同意を得た上でサービスを提供。	
③委託先	市が別事業で委託している 12 業者に委託。 ※上記委託業者は、介護保険や障害福祉サービス事業も担う。専門的技術や体制を有し、効率的かつ良質なサービスが提供可能。	
④事業実績	・1名（令和4年8月23日ヒアリング時点）	
⑤若者ケアラーへの支援の検討	・本事業は18歳以上の若者ケアラーは対象外。 ・18歳以上の若者ケアラーに対しては、別途「レスパイト支援」を実施予定	

取組③ 居場所づくり事業「ふうのひろば ~交流・情報交換の場~」

質問内容	回答
①基本情報	<p>【事業開始】令和3年10月～ 【運営】NPO法人こうべユースネットへ委託 運営スタッフ：NPO法人理事長、正規職員担当者1名 計2名 ふうのひろばサポーター：3名（社会福祉士の資格有り） 【名称】ふうのひろば</p>
②「ふうのひろば」の概要	<p>【開催日時】 毎月第2土曜日の午後2時から2時間程度（オンライン参加も可） 【参加費】無料 【対象者】 神戸市に在住または在勤・在学の概ね16歳～30歳までの方 【平均参加人数】 3名／回（参加年齢層：高校生29%、大学・大学院生51%、社会人20%） 【主な活動内容】 （1）自己紹介（2）レクリエーション（3）カフェタイム （4）全体ディスカッション（5）ふりかえり</p>
③活動の広報	市及び委託先のホームページ、Instagram、Twitterなど
④利用者の意見	<ul style="list-style-type: none"> 今まで友人にもケアラー当事者としての経験や実情などを話したことなかったが、ふうのひろばではじめて話すことができ、気持ちがすっきりした。 同じような経験をされている方の意見、話を聞いて、人生の大きな岐路選択の時に後押しになった。 すべてを忘れて過ごせる場所（居場所）が大切だと思うし、ふうのひろばがそういう場所だと感じた。 <p>※参加は、現役のヤングケアラーに限らず、心に傷を負っている元ケアラーの方等も可能としている。</p>
⑤運営にあたっての工夫	・オンライン参加も可能とし、参加しやすい環境の整備に努める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取り扱いについて説明し、安心して参加できるように対応。 ・リラックスして話せる環境づくりを重視。すでに近隣の地域で活動する団体へ視察に行き、参考にしながら運営を行っている。
⑥課題について	<ul style="list-style-type: none"> ・参加メンバーが定着せず、運営に携わる当事者スタッフの確保が困難。 ・16歳未満の小中学生ケアラーの居場所がない。
⑦今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口に直接相談することをためらうケアラーが、ふうのひろばをきっかけとして相談につながることができるよう、双方向での関わりを構築する。

4. スムーズな支援に向けた工夫や課題について

・工夫していること

長期間ケアをしている家族の中に、行政が介入することで、本人・家族が支援に対して拒絶反応を示すことがある。そういった中で、「あなたの負担を少しでも軽減したい」という姿勢で対応することを心がけている。

・課題と感じていること

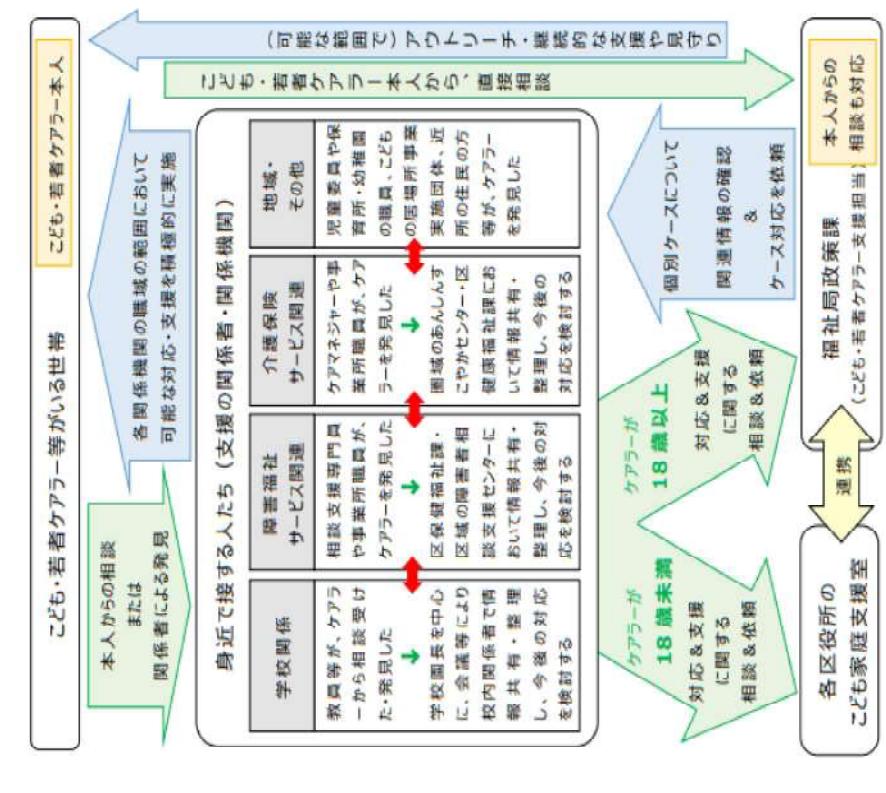
ヤングケアラーの支援を行っても、ケアを担っていることの役割をゼロにすることは難しいが、その子が負担に感じている部分を少しでも軽減したい。「あなたの周りでこういった大人が見守っているよ」という心理的なフォローを示していくことで心理的な負担が軽減されていくのではないか。そういった支援の在り方の必要性を感じている。

5. 参考資料

図表 参I-3

10. こども・若者ケアラーへの支援のための連携スキーム

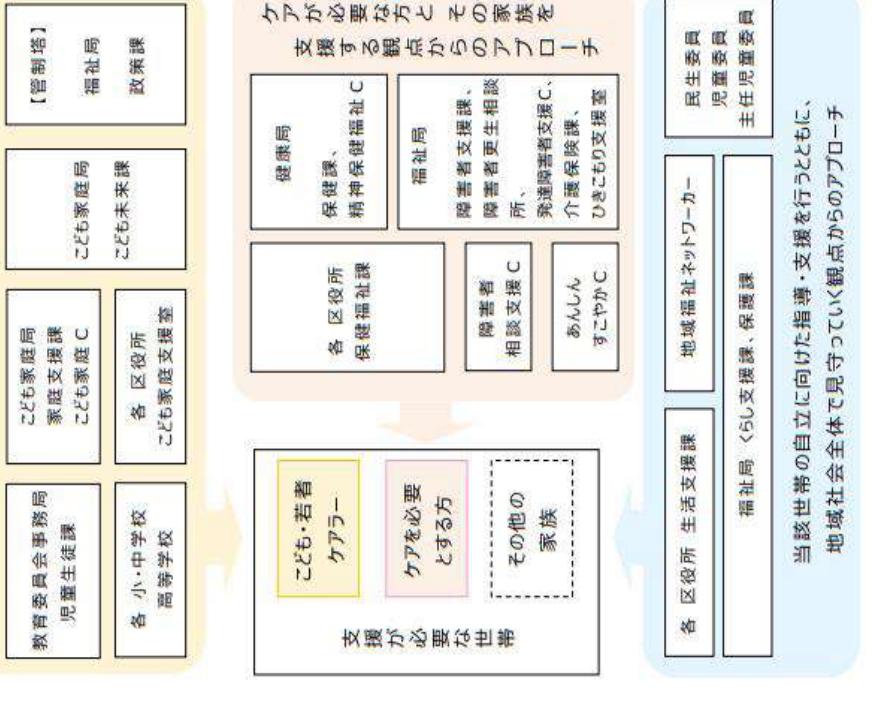
◆こども・若者ケアラーを支援するための関係者・関係機関の連携（ネットワーク）については下図の流れとなります。



図表 参I-4

14. 支援にかかる各部局・関係機関の役割

◆こども・若者の 健全な育成、教育を受ける権利等を守っていく観点からのアプローチ



当該世帯の自立に向けた指導・支援を行うとともに、地域社会全体で見守っていく観点からのアプローチ

出典：神戸市 令和4年5月「神戸市こども・若者ケアラー支援関係者（福祉・教育・医療）用マニュアル」、P.14、P.26